

武雄市各種スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民のスポーツ活動の推進及び競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「出場選手」とは、市以上の規模の地区予選を勝ち抜いて本市を代表して出場する選手（地区予選がない場合にあつては、各種目団体の推薦を受けて出場する選手又は過去の成績により出場を認められた選手）をいう。

2 この告示において「指導者」とは、大会の主催者が開催要項等で定めた監督（監督が不在の場合はコーチ）で、市内の団体に所属するものをいう。

(交付対象大会)

第3条 奨励金の交付の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体が主催、共催又は後援する九州大会以上の大会
- (2) 公共的団体又は各種スポーツ団体等が主催する九州大会以上の大会又は国外の大会

2 前項の規定にかかわらず、親睦を目的とする大会については、交付対象大会としない。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象大会の出場選手及びその指導者（コーチは1名に限る。）で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該大会の出場資格を有する者で、その主催者が提出を求める申込書に記載されたものであること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が心身の障害等により介助が必要と認められる場合は、その随行者1名も交付対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該大会への出場に当たり、武雄市立小中学生の対外行事出場費補助金交付要綱（平成18年教育委員会告示第3号）及び武雄市社会教育関係団体等の対外行事出場費補助金交付要綱（平成18年教育委員会告示第16号）の規定により補助金の交付を受ける者は、交付対象者としな

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象者1名につき別表に掲げるとおりとする。ただし、交付対象者が国内の大会に団体競技で出場する場合は、当該交付対象者が所属する団体につき、10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武雄市各種スポーツ全国大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、大会に出場した日の翌日から起算して14日以内に提出することができる。

- (1) 当該大会の開催要項の写し
- (2) 当該大会の主催者に提出した申込書の写しその他出場資格を証する書類(推薦書等)
- (3) 交付対象者(決定者)名簿(別紙)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて奨励金の交付を決定し、武雄市各種スポーツ全国大会等出場奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、大会に出場した日の翌日から起算して30日以内に、武雄市各種スポーツ全国大会等出場奨励金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者(決定者)名簿(別紙)
- (2) 成績表、写真その他当該大会に出場したことを証明する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付する奨励金の額を確定し、武雄市各種スポーツ全国大会等出場奨励金確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 交付決定者は、奨励金の交付を受けようとするときは、武雄市各種スポーツ全国大会等出場奨励金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正の行為により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の規定は、第9条の規定による奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(奨励金の交付を受けた者の責務)

第12条 奨励金の交付を受けた者は、各町公民館の主催する体育行事等において、その実績を報告するとともに、地域において体育活動等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月7日から施行し、令和2年度分の奨励金から適用する。

(武雄市各種スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱の廃止)

2 武雄市各種スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱（平成31年告示第42号）は、廃止する。

3 この告示の施行の日の前に、前項の規定による廃止前の武雄市各種スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付された補助金については、旧要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

開催地		大会区分	
		九州大会及び全国大会	国際大会
県内		—	10,000円
九州	長崎県及び福岡県	5,000円	15,000円
	長崎県及び福岡県を除く県	7,000円	17,000円
沖縄県		18,000円	28,000円
中国		10,000円	20,000円
四国		11,000円	21,000円
近畿		13,000円	23,000円
中部		18,000円	28,000円
関東		19,000円	29,000円
東北		23,000円	33,000円
北海道		24,000円	34,000円
アジア		—	50,000円
アジア以外		—	100,000円

九州：福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：香川県、愛媛県、徳島県、高知県

近畿：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中部：山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

東北：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県